

# 議会改革特別委員会

日時：令和6年3月26日（火）

議会運営委員会終了後

場所：第1委員会室

## 1 市民の市議会への参画の在り方について

- (1) 議会モニター制度について
- (2) 自治法上の議会の在り方について
- (3) HPのリニューアル・SNS・公式LINEの活用法について

## 2 その他

- (1) 議員研修について（高沖氏）

## 議会モニター制度について

議会事務局担当書記

### 1 概要

議会モニター制度とは、議会活動について市民からの要望や提言を聴取し、議会運営に反映する仕組みである。この制度は、推薦や公募等によって選出された市民が、定例会や委員会等を傍聴したり、議会だよりやホームページを見たりして、議会に意見を提出する制度である。その他、議会広報を専門とした広報モニター制度を取り入れる議会もある。これは、広報の企画・編集などに特化して、市民から意見を取り入れるものである。

### 2 主な議会モニターの業務（他市議会の一例）

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴又は視聴し、当該会議の運営に関する意見を提出すること
- (2) 「議会だより」及び「議会ホームページ」に関する意見の提出をすること
- (3) 議長が依頼する市議会の運営等に関する調査事項を回答すること
- (4) 議会モニター会議へ出席をすること
- (5) 議会報告会へ出席をすること
- (6) 市議会議員と意見交換をすること
- (7) そのほか、議長が必要と認めたこと。

### 3 他市議会での成果

別紙のとおり（四日市市議会モニター制度 成果）

# 市議会モニターからの意見をもとに改善した事項

## 1. 傍聴について

- (1) 本会議を傍聴する際の手続きに必須であった住所氏名の記入を廃止し、傍聴券の交付に変更することで、傍聴の手続きを簡素化し、市民にとって傍聴しやすい環境に整備した。
- (2) 傍聴席からでは議員が後ろ向きで、誰がどこに座っているか分からないということで、本会議場の座席表を傍聴者に配付した。
- (3) 配付した座席表が議長席から見た並びになっていたため、傍聴者席側から見た座席表に変更した。
- (4) 委員会で議員にのみ配付していた資料を、傍聴者にも配付するようにした。
- (5) 途中入室を禁じていた委員会室での傍聴について、途中入室を可能にした。
- (6) 新年度当初予算の上程にあたり、市長が所信を述べる2月定例会議と、市長等が前年度決算について説明する8月定例会議の議案説明を傍聴者にも配付するようにした。
- (7) 傍聴席での音声を聞き取りやすくするため、議場にスピーカーを増設した。

## 2. 市議会の広報広聴について

- (1) 市議会本会議の代表質問・一般質問の模様を、CTV（ケーブルテレビ）による生中継だけでなく、インターネットでも配信（ビデオ・オン・デマンド）することによって、何時でも視聴できるようにした。
- (2) 「議会だより」の表紙にホームページへアクセスできるQRコード、一般質問の箇所には動画配信ページにアクセスできるQRコードをそれぞれ印字し、スマートフォンで読み取ることでそれぞれのページを閲覧できるようにした。
- (3) 縦書き右綴じであった「議会だより」を横書き左綴じに変更することで、「広報よっかいち」との差異を解消した。
- (4) 「議会だより」の表紙の「〇月定例会議号」という記載が大きすぎるため、発行日との差が大きく誤解を招く恐れがあるとの意見があり、「〇月定例会議号」の表示を小さくすることで分かりにくさを解消した。
- (4) CTVで、質問と質問の間の休憩時に何時に再開するかのテロップを挿入してほしいとの意見に対して、再開時間は事前に確定しないので挿入できないが、何分間の休憩中である旨のテロップを挿入した。
- (5) CTVで、質問の発言時間の残り時間を表示してほしいとの意見に対して、発言時間を残して質問を終了する議員もおり、残り時間を表示することはできないが、発言時間を超過すると発言途中であっても議長が質問を終了させること、また、議場では発言時間終了3分前と終了時にランプで知らせている旨のテロップを挿入した。

## 3. 四日市市民自治基本条例（理念条例）について

- (1) 条例の条文を「である調」ではなく「ですます調」を用い、市民にとって平易で分かりやすい文章にした。
- (2) 当初の案には無かった男女共同参画に関する項目を、別途「市民自治の早期実現に関する決議」として追加した。
- (3) 理念は大事であるので四日市市民憲章という文言を入れ込んでほしいとの意見を受け、前文に「市民憲章の精神を活かして」という文言を入れた。

## 4. 市議会モニターについて

- (1) 市議会モニター全員が一堂に会して意見交換会を行っていたが、意見が出しにくい

ということで、複数の少人数グループに分けて意見交換会を開催した。

- (2) 市議会モニターの任期は1年だが再任は妨げないとして、再任の期限は特に設けていなかったが、再任については1年に限定した。
- (3) 市議会モニターの募集方法について、推薦制度もよいが、より広く意見を聴くため、一部公募にしてはどうかという意見を受け、地区市民センター等からの推薦と公募の2種類とした。

## 5. 議会報告会について

- (1) 議会報告会を常任委員会ごとに別々の会場で行っているため参加できない、また、テーマを限定せず、常任委員会の所管に限らず、横断的なテーマ設定とすべきであるとの意見があったため、令和2年6月定例会月議会および令和3年6月定例会月議会、11月定例会月議会については、4つの常任委員会が合同で議会報告会を開催した。

## 資料 3

### 四日市市議会モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市議会モニターを設置することにより、四日市市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び市議会議長（以下「議長」という。）の下に設置される検討会等をいう。

(定員)

第3条 市議会モニターの定員は、50人程度とする。

(資格)

第4条 市議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18年以上の市民であり、かつ、公務員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと。ただし、四日市大学に在籍する学生（社会人学生を含む。）については、市民であることを必要としない。
- (2) 市議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 市政及び地域社会の発展に関心があること。

(職務)

第5条 市議会モニターは、次の各号に定める職務を行なうものとする。

- (1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 「よっかいち市議会だより」及び市議会ホームページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員と意見交換を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(提出された提言等の処理)

第6条 市議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(募集方法)

第7条 議長は、市議会モニターの募集にあたり、以下の方法で募集するものとする。

- (1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦
- (2) 公募

(委嘱)

第8条 市議会モニターは、前条の規定に基づき推薦された者及び応募した者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定による市議会モニターの委嘱に当たっては、市議会モニターの年齢・性別・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第9条 市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該市議会モニターを解任できるものとする。

(1) 第4条に規定する資格を失ったとき。

(2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第10条 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

(報酬等)

第11条 市議会モニターは、無報酬とする。ただし、議長が必要と認めたときは、交通費相当額又は記念品を支給することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行後初めて委嘱を受ける市議会モニターの任期は、第10条の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

# 地方自治法における地方議会の役割、議員の職務等の明確化

令和5(2023)年4月26日、地方自治法改正案が参議院本会議で可決・成立し、地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法上で明確化されました(同年5月8日施行)。

## 地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

### 法改正前

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

### 法改正後

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

## 地方議会に係る憲法の規定

第九十三条 地方公共団体には、**法律の定めるところにより**、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の(略)議会の議員(略)は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

## 国会の役割等に係る憲法の規定

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 (略)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② (略)

**住民の地方議会への関心・理解を深め、女性や若者、会社員など多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現の契機に！**

# 地方自治法の一部を改正する法律の概要①（地方議会関係）

## 1. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

### ① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

- 地方自治法は、地方議会の位置付けについて、「普通地方公共団体に議会を置く」とのみ規定。

- 多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等を法律上明確化する。

#### 【具体的な規定内容】

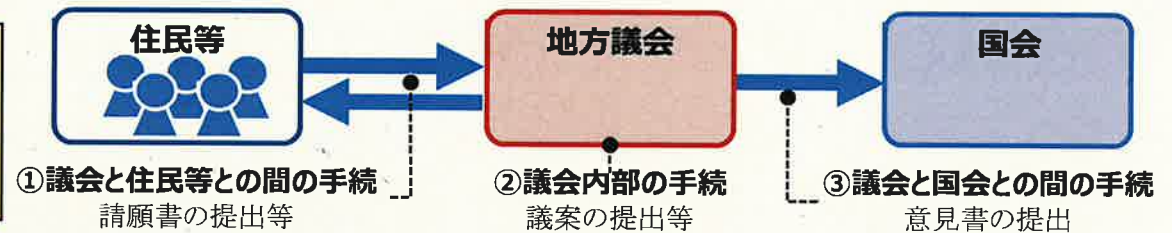
- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定

「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日 第33次地方制度調査会）（抄）  
…（略）…議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。…（略）…

### ② 請願書の提出等のオンライン化

- 住民と議会、議会と国会等の間など、行政機関等を一方の当事者としなない法令上の手続について、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」によるオンライン化の適用対象外となっている。

- 地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など、地方議会に係る手続について、一括してオンライン化を可能とする。



「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日 第33次地方制度調査会）（抄）  
…（略）…多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続（※）についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とするべきである。 ※住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続

# 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申の概要

第3回総会(R4.12.21)で決定  
→R4.12.28総理手交

## 1. 議会についての現状認識と課題

【女性議員の割合】都道府県11.8%、市17.5%、町村11.7% 【60歳以上の議員の割合】都道府県43.0%、市56.5%、町村76.9%  
【無投票当選者割合】都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%  
※女性議員が少ない議会や議員の平均年齢が高い議会において無投票当選となる割合が高い傾向

- 感染症のまん延等の緊急時における合意形成や、人口減少に伴う資源制約の下での合意形成を行う上で、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きい。このため、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが重要。
- しかしながら、議員の構成は、性別や年齢構成の面で多様性を欠いており、一部の議員の不適切な行為と相まって、住民の議会に対する関心を低下させ、住民から見た議会の魅力を失わせている。このことは、議員のなり手不足の原因の一つにもなっている。

## 2. 議会における取組の必要性

- 各議会等において、次のような取組を行っていくことが必要。

### ① 多様な人材の参画を前提とした議会運営

#### 勤労者等の議会参画

- ➔ 夜間・休日等の議会開催等

#### 女性や若者、育児・介護に携わる者の議会参画

- ➔ ハラスメント相談窓口の設置  
会議規則における育児・介護の取扱いの明確化等

#### 小規模市町村における処遇改善

- ➔ 議員報酬の水準のあり方を議論

### ③ 議長会等との連携・国の支援

- ➔ ハラスメント対策に関する議長会の調査

### ② 住民に開かれた議会のための取組

#### デジタル技術を活用した情報発信の充実

- ➔ SNSの活用、タブレット端末によるペーパーレス化にあわせた情報公開の充実等

#### 住民が議会に参画する機会の充実

- ➔ 住民と政策や議会運営を考える場  
(例：政策サポーター、議会モニター)

- ➔ デジタル化について技術的・財政的課題を抱える小規模市町村への国・議長会の支援

## 3. 議会の位置付け等の明確化

- 議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。

### 【具体的なイメージ】

- ・ 議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという位置付けを追記
- ・ 地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定
- ・ 議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨を規定（職務を行う上での心構えを示すもの）

## 4. 立候補環境の整備

- 各企業の自主的な取組として、立候補に伴う休暇制度を設けること、議員との副業・兼業を可能とすること等について要請を検討すべき。  
※就業規則における対応
- 一律の法制化は、事業主負担や他の選挙との均衡等の課題に留意して引き続き検討。

## 5. 議会のデジタル化

- 本会議へのオンライン出席について、国会における対応も参考に、丁寧な検討を進めるべき。
  - ・ どのような場合に可能とするか。
    - ① 事由を問わず幅広く可能
    - ② 原則は議場での出席だが、一定の場合に可能
    - ③ 引き続き議場での出席を前提しつつ、議事定足数を緩和して、オンラインで「参加」
  - ・ 本人確認、議事の公開、第三者の関与がないことの担保等をどのように行うか。その際、委員会へのオンライン出席の課題を検証。  
※委員会へのオンライン出席の実施団体は35団体(R4.1.1現在)

- 議会への請願書の提出や議会から国会への意見書の提出等の手続について、一括して、オンライン化を可能とすべき。